	⑵　（略）		
	⑶　東経152度59分46秒の線以西、千葉県南房総市野島埼突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）		
（略）			
（略）			

〔備考〕

（略）

⑵　第11条第２号に掲げる漁業を営む者の場合

※受理年月日	
※処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年　月　日

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第１項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

船舶の許可番号		船名	
第１種特定海洋生物資源		陸揚日	採捕の数量（kg）
くろまぐろ	30kg未満		
	30kg以上		
まあじ			
まいわし			
まさば及びごまさば			
するめいか			

〔備考〕

（略）

	⑵　（略）		
	⑶　東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）		
（略）			
（略）			

〔備考〕

（略）

⑵　第11条第２号に掲げる漁業を営む者の場合

※受理年月日	
※処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年　月　日

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第１項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

船舶の許可番号		船名	
第１種特定海洋生物資源		陸揚日	採捕の数量（kg）
（新設）	（新設）		
	（新設）		
まあじ			
まいわし			
まさば及びごまさば			
するめいか			

〔備考〕

（略）